

あだち都市農業振興プラン 改定のポイント

平成27年の「都市農業振興基本法」の制定、翌年の「都市農業振興基本計画の閣議決定」により、「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けは都市に「あるべきもの」へと転換され様々な新しい制度が創設されました。このような状況の変化の中、区内における農業経営を支援・育成しつつ、区民、そして消費者の期待に応え得る第二次あだち都市農業振興プランを定めます。

ポイント1 足立区基本計画の視点に即した施策

足立区基本計画の4つの視点で基本的方向性を整理し施策を決定。

視 点	農 業 振 興 施 策
ひ と	後継者育成と支え手の確保による農業経営の支援
く ら し	地産地消の推進による消費拡大
ま ち	農地の多面性を生かした農地保全
行財政	情報発信と関係機関との連携

ポイント2 事業成果の見える化

4つの施策について指標を作成し事業成果を見える化。

※前プランから4指標増やした。

農業振興施策	指 標
後継者育成と支え手の確保による農業経営の支援	1 認定農業者経営体数
	2 農業ボランティア養成講座修了者数
	3 農業ボランティア派遣延べ人数
地産地消の推進による消費拡大	1 直売所や即売会等の農産物販売点数
	2 区民1日あたりの野菜摂取量
農地の多面性を生かした農地保全	1 区民農園区画数
	2 生産緑地面積
情報発信と関係機関との連携	1 関係機関との連携事業累計数

ポイント3 プランの進捗管理

「あだち都市農業振興プラン推進協議会」を年1回程度開催し、事業の進捗チェックと必要に応じた改善を行います。